

## 小牧岩倉衛生組合随意契約実施要領

〔令和6年12月17日〕  
〔6小岩衛総第1109号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、本組合の発注する財産の買入れ等について、小牧岩倉衛生組合契約規則（昭和55年小牧岩倉衛生組合規則第3号。以下「規則」という。）及び小牧岩倉衛生組合物品等電子入札実施要領（令和6年3月21日6小岩衛総第1337号）に定めるもののほか、随意契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「随意契約」とは、競争入札を原則とする契約方法の例外であり、任意に特定の相手方を選び、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方法であり、単数の者から見積を徴することを「特命随意契約」、複数の者から見積を徴する「競争見積による随意契約」とする。

(参加資格)

第3条 参加者は、案件の公開日の前日から契約の相手方の決定までの間において、次の資格を全て有していなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないものであること。
- (2) 小牧岩倉衛生組合入札参加資格者名簿（物品等）に登載されている者であること。
- (3) 小牧岩倉衛生組合建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成23年10月1日施行）に基づく指名停止、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年

法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い当該認定を受けたものについては、この限りでない。

(5) その他案件ごとに定める資格を有する者であること。

(対象案件)

第4条 この要領の対象とする案件は、第2条の規定に基づく随意契約のうち、建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務を除いたもので、仕様書、業種等を考慮して決定するものとする。

(電子入札サブシステムの利用)

第5条 随意契約の実施は、あいち電子調達共同システム(物品等)の電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)により行うものとする。

(紙見積りによる参加)

第6条 前条の規定にかかわらず、書面による見積り(以下「紙見積り」という。)により参加しようとする者は、見積受付の締切日時までに随意契約紙見積参加承認願(様式第1。以下「参加願」という。)を契約担当者に提出しなければならない。

2 契約担当者は、参加願を受理したときは、審査の上、その結果を随意契約紙見積審査結果通知書(様式第2)により通知するものとする。

3 紙見積りをする場合は、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところにより紙見積りを行うものとする。ただし、契約担当者が別に指定する場合は、この限りでない。

(1) 使用する印鑑 契約の締結等に使用する個人又は法人の代表者若しくは受任者の印鑑とする。

(2) 紙見積りによる見積書(以下「紙見積書」という。) 様式第3によるものとする。

(3) 紙見積りの締切日時 随意契約における受付締切日時と同一とする。

4 紙見積りによる参加者は、紙見積書に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を記載して提出するものとする。この場合において、紙見積書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載したものとみなす。

5 紙見積りの承認後においては、電子入札システムによる手続は認めないものとする。ただし、紙見積りの承認前に電子入札システムにより行った手続は、有効なものとする。

（仕様書等の公開）

第7条 案件の仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。ただし、これにより難しいときは、総務課において閲覧に供することができるものとする。

（同等品の提案及び承認）

第8条 参加者は、見積りに係る物品の同等品を提案する場合は、案件ごとに定める期限及び方法により提案を行い、主管課の承認を得るものとする。

2 前項の規定により承認を得た同等品は、主管課にて閲覧に供するものとする。

（仕様書等に関する質問及び回答）

第9条 参加者は、仕様書等に関する質問がある場合は、案件ごとに定める期限までに質問を行うものとする。

2 前項の質問に対する回答は、案件ごとに定める期限までに当該質問者へ行うものとする。

3 前項の回答は、主管課にて閲覧に供するものとする。

（見積書の提出）

第10条 参加者は、案件ごとに定める方法により見積書を作成し、案件ごとに定める期間内に、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による見積りの場合は、総務課に直接持参するものとする。

（資料の提出）

第11条 参加者は、見積書の提出に併せて資料の提出が必要な場合は、当該見積書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して当該資料

を提出するものとする。ただし、紙見積書を提出する場合は、総務課に直接持参するものとする。

(参加資格の確認)

第12条 契約担当者は、見積書の提出を受けたときは、第3条に規定する資格を有する者であることを確認するものとする。

(見積りの無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 第3条に規定する資格を有しない者のした見積り
- (2) 所定の日時まで所定の方法により契約担当者に到達しない見積り
- (3) 見積りに際して連合等による不正行為があった見積り
- (4) 談合情報どおりの結果となった見積り
- (5) 記載事項に誤りのある見積り又は記載事項が確認できない見積り
- (6) 同一事項の見積りに対し2以上の意思表示をした見積り
- (7) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の見積り
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第14条 契約担当者は、前条各号のいずれにも該当しない見積りをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出したものを契約の相手方として決定する。

(くじによる相手方の決定)

第15条 前条の場合において、同価の見積りをした者が2者以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(落札者がいない場合の手続)

第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積書を提出した者がいない場合は、仕様書の内容、参加資格等を変更することにより、再度随意契約を行うことができるものとする。

(決定の通知)

第17条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、速やかに電子入札システムによりその旨を当該契約の相手方に通知するとともに、電

子入札システムにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 発注所属
- (3) 案件名称
- (4) 納入場所
- (5) 開札日
- (6) 落札者
- (7) 落札金額

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

随意契約紙見積参加承認願

年 月 日

(宛先) 小牧岩倉衛生組合管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の案件について、電子入札システムによる見積参加ができないため、紙見積りでの参加を承認してください。

記

案 件 名 称	
納 入 場 所	
電子入札システムで参加できない理由	<p>該当の□ にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由 ( )</p>
記載責任者 連絡先等	<p>1 責任者</p> <p>2 部・課名</p> <p>3 電話番号</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2 (第6条関係)

随意契約紙見積審査結果通知書

年 月 日  
第 号

様

小牧岩倉衛生組合管理者

年 月 日付けで承認願を提出されました下記の案件  
の審査結果を通知します。

記

案 件 名 称	
納 入 場 所	
審 査 結 果	紙入札での参加を  1 承認する 提出場所  2 承認しない 理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 見 積 書

(随意契約用)

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額										

案件名称

納入場所

ただし、下記案件の代金

品 名 ・ 規 格	数 量	単 価	金 額

上記の見積金額（各品目の金額を含む。）は、

税抜金額です。

※見積書に記載された金額に当該金額の100分の 〇〇 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とすることに同意します。

税込金額です。

上記の金額で受注したく、小牧岩倉衛生組合契約規則、仕様書、関係書類その他見本等を承知のうえ、見積します。

なお、談合情報どおりの結果となった見積は、無効となることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

(宛先) 小牧岩倉衛生組合管理者

- 備考 1 金額は、金又は¥字を冠すること。  
 2 文字は、明確に記載し、訂正又は抹消した箇所には、押印すること。  
 3 使用する印鑑は、契約締結、代金の請求等に使用する個人又は法人の代表者若しくは受任者の印鑑とする。  
 4 くじ番号は3桁の任意番号を記入すること。

くじ番号					
------	--	--	--	--	--

- 5 品名欄が不足する場合は、必要事項を記入した別紙を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。